

(参考)景観法による届出制度^{※1}及び大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度による

		景観法による届出制度		
		景観基本軸		
区域名称		臨海景観基本軸	隅田川景観基本軸	神田川景観基本軸
区域の範囲		海域と水際から 50mの陸域及び葛西沖開発土地区画整理事業によって埋め立てられた区域	隅田川と隅田川の両側から 50m	神田川と神田川の両側から 30mと日本橋川
届出対象	建築物の建築等	高さ 15m又は延べ面積 3,000 m ² 以上	高さ 15m又は延べ面積 1,000 m ² 以上	高さ 15m又は延べ面積 1,000 m ² 以上
	工作物の建設等	高さ 15m以上、築造面積 3,000 m ² 以上【橋りょう等】全て	高さ 15m以上、築造面積 1,000 m ² 以上【橋りょう等】全て	高さ 15m以上、築造面積 1,000 m ² 以上【橋りょう等】全て
	開発行為（土地区画形質の変更）	面積 3,000 m ² 以上	面積 3,000 m ² 以上	面積 3,000 m ² 以上
	土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立てなど	【水面の埋立て】面積 15ha以上	—	—
景観形成の目標		臨海部は、東京湾の海の上に歴史や空間を積み重ねてきた地域であることを踏まえ、海辺の自然と共生しながら、各地域の特性を生かした新しい時代にふさわしい景観形成を図る。	隅田川やその周辺の地域が蓄積してきたにぎわいある文化や歴史的建造物を生かしながら、都市再生を進める中で、豊かな都市文化と調和した隅田川らしい景観形成を図る。	神田川周辺の江戸情緒漂う歴史的な街並みや昭和初期に作られた橋りょうなどの景観資源を生かしながら、東京の象徴にふさわしい河川景観の形成を図る。

		景観法による届出制度		
		景観形成特別地区		
区域名称等		文化財庭園等景観形成特別地区	水辺景観形成特別地区	小笠原(父島二見港周辺)景観形成特別地区
区域の範囲		浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、殿ヶ谷戸庭園の各施設の外周からおおむね 100～300m	臨海景観基本軸、隅田川景観基本軸の中で特に重点的に取り組む区域	小笠原諸島の玄関口となる父島二見港周辺に広がる大根山、西町、東町、宮之浜道、清瀬、奥村及び屏風谷地区のうち、国立公園区域、保安林及び小笠原諸島森林生態系保護地域を除く区域
届出対象	建築物の建築等	高さ 20m以上	水域に面する建築物（道路・公園などを介して水域に面する場合も含む。）及び環 2 沿道に面する建築物規模は、臨海景観基本軸及び隅田川景観基本軸と同じ。	地階を除く 3 階以上又は延べ面積 300 m ² 以上
	工作物の建設等	高さ 20m以上	同上 (建築物を工作物に読替え)	煙突等高さ6m超 ほか
	開発行為（土地区画形質の変更）	—	—	面積 500 m ² 以上
	土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立てなど	—	—	土地開墾 面積 1,000 m ² 以上、土石堆積 面積 2,000 m ² 以上、水面埋立 面積 1,000 m ² 以上
景観形成の目標		国際的な観光資源としてふさわしい庭園からの眺望景観を保全し、歴史的、文化的景観を次世代に継承する。	水辺の散策路などにおいて、移動しながら景色の変化を楽しむ、魅力的で連続性のある景観を形成する。観光施策等と連携した、景観形成を進める。	悠久の時間が作り上げた自然環境との関係を重視し、空や海の深い青み、森林の豊かな緑と調和した、年間を通じて温暖な亜熱帯の島を印象付ける景観を形成する。

※1 区市町村が景観法に基づく景観行政団体である場合は、当該区市町村の区域における景観法に基づく届出については、当該区市町村に行う。

景観形成の概要

玉川上水景観基本軸	国分寺崖線景観基本軸	丘陵地景観基本軸	一般地域
玉川上水の中心から両側100m	【低地側】崖線からおおむね360m 【台地側】崖線からおおむね80m	丘陵地の山裾からおおむね500m	東京都の行政区域で、景観基本軸及び景観形成特別地区以外の区域
高さ10m以上	高さ10m又は延べ面積1,000㎡以上	高さ10m以上	【特別区】高さ60m又は延べ面積3万㎡以上 【市町村】高さ45m又は延べ面積1万5千㎡以上
高さ10m以上 【橋りょう等】全て 【墓苑】面積3,000㎡以上	高さ10m以上、築造面積1,000㎡以上 【墓苑】面積3,000㎡以上	高さ10m以上 【墓苑】面積3,000㎡以上	【特別区】高さ60m以上等 【市町村】高さ45m以上等
面積3,000㎡以上	面積3,000㎡以上	面積3,000㎡以上	40ha以上
—	面積3,000㎡以上	面積3,000㎡以上	15ha以上
玉川上水や河川沿いの水と緑を帯状に連続させ、周辺の歴史的・文化的遺産を生かした街並み整備を合わせて実施し、季節感や潤い、玉川上水の歴史が感じられる景観形成を図る。	玉川上水や河川沿いの水と緑を帯状に連続させ、親水空間の拡張を図るとともに、季節感や潤い、玉川上水の歴史が感じられる景観形成を図る。	丘陵地の特性である尾根筋の緑や里山景観を保全しながら、都市開発によりつくられていく新しい景観を丘陵地の景観特性に調和したものと形成を図る。	周辺景観に大きな影響を与える行為を特定し、事業地周辺の自然、歴史、地域性等への配慮を図る。

大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度（景観法によらない制度）				
国会議事堂、迎賓館、絵画館、東京駅丸の内駅舎の眺望を保全する景観誘導区域	文化財庭園等からの眺望を保全する景観誘導区域	水辺からの眺望に配慮する景観誘導区域	皇居周辺地域の景観誘導区域	その他の区域
国会議事堂、迎賓館、絵画館、東京駅丸の内駅舎の後背地で各建築物の頂部からおおむね4km（東京駅丸の内駅舎についてはおおむね2km）	浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、清澄庭園、新宿御苑、小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園、旧古河庭園、小石川植物園、殿ヶ谷戸庭園、向島百花園、旧安田庭園の各施設の外周からおおむね1km	水辺景観形成特別地区に同じ。	特別史跡江戸城跡、史跡江戸城外堀跡を含み、一体的に首都としての風格ある景観を形成していく区域	東京都の行政区域で左記4区域以外の区域
1) 都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区 2) 都市計画法第8条第1項第4号の特定街区 3) 都市計画法第12条第1項第4号の市街地再開発事業 4) 都市計画法第12条の5第3項の再開発等促進区を定める地区計画 5) 建築基準法第59条の2の総合設計（都が許可する建築物に限る。） 6) 都市計画法第8条第1項第2号の3の特例容積率適用地区 7) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の容積率許可（都が許可する建築物に限る。） 8) その他知事が必要と認める事業（PFI事業等）				
—				
—				
—				
首都東京の象徴性を意図して造られた建築物を中心とした眺望景観が保全されるよう、周辺で計画される建築物の規模、色彩等の誘導を図る。	文化財庭園等景観形成特別地区に同じ。	水辺景観形成特別地区に同じ。	首都東京の顔としてふさわしい世界に誇れる景観の形成	景観に与える大規模建築物等について、周辺の街並みと調和した建築物の規模、色彩等の誘導を図る。